

子育て環境プロモーション事業業務委託プロポーザル実施要項

1 プロポーザル実施の趣旨

本市においては、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援の充実を図ることにより、全国トップクラスの子育て環境の整備に取り組んでおり、民間の調査による「共働き子育てしやすい街ランキング※」においては上位を獲得するなど、評価されているところである。

しかしながら、本市の子育て環境を取り巻く状況は、出生数や婚姻件数が減少傾向にあり、20代の多くは結婚を望んでいるものの、その多くが実際には結婚できていない状況にある。また、理想と現実の子どもの数について、「予定の子どもの数」が「理想の子どもの数」よりも少ない状況にあり、その理由については、「金銭的な負担」や「身体的負担」、「精神的負担」などが挙げられている。

このような背景の下、今般、本市が安心して結婚・子育てできる環境であることを効果的に情報発信し、本市が子育てしやすいまちであることの認知度向上や意識醸成を図ることにより、「結婚・子育てするなら宇都宮」という行動変容につながるようなプロモーション活動を実施する。

実施にあたっては、豊富な経験やノウハウ等を活用した、民間事業者の創意工夫や幅広いアイデアによる提案を求めることで、優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザルにより、委託事業者を決定することとする。

本実施要領は、子育て環境プロモーション事業業務委託事業者を選定するための必要事項を定めるものである。

2 業務の概要、選定方法等

(1) 業務の名称

子育て環境プロモーション事業業務

(2) 業務の内容

本業務の仕様は、別紙「子育て環境プロモーション事業業務委託 仕様書」によるものとする

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 委託期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(5) 企画提案上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものであり、この金額を超えて企画提案書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

(6) スケジュール（スケジュールは変更する場合がある）

内容	日時
公募の開始	令和8年6月 3日（水）
参加申請関係書類の提出期限, 質問書の提出期限	令和8年6月10日（水）
質問書に対する回答予定日	令和8年6月12日（金）
企画提案書及び見積書の提出期限	令和8年6月23日（火）
提案審査	令和8年6月29日（月）
審査結果の通知	令和8年7月中旬

(7) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称, 所在地及び連絡先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号（市役所2階）

宇都宮市子ども部子ども政策課企画調整グループ

電話：028（632）2342 FAX：028（638）8941

E-mail：ul806@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 受付時間は、本市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「写真撮影・広告等業務」に登録されている者又は令和8年7月1日時点の名簿への登録が完了する見込みの者であること（6月5日までに名簿登録申請）
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つものをいう。）と認められる者ではないこと
- (6) 本業務の同種・類似業務について実績を有すること

3 参加申請書等の提出

(1) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書（様式1）」を提出しなければならない。（「参加申請書」は、宇都宮市ホームページに掲載）

- ア 提出書類 参加申請書 1部
- イ 提出期限 令和8年6月10日(水)午後5時まで(厳守)
- ウ 提出場所 宇都宮市子ども部子ども政策課企画調整グループ ※1(7)参照
- エ 提出方法 持参または、書留郵便にて送付すること

(2) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限る。評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

- ア 提出書類 質問書(任意の様式)
- イ 提出期限 令和8年6月10日(水)午後5時まで(厳守)
- ウ 提出場所 宇都宮市子ども部子ども政策課企画調整グループ ※1(7)参照
- エ 提出方法

電子メールにより提出することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

オ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年6月12日(金)までに、全ての参加者(参加申請書に記載された連絡先)に、電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本要項及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

4 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

仕様書及び特記仕様書の記載内容を踏まえ、以下様式により提案すること。

なお、提案書は、「5 提案内容の評価項目」に沿って構成することとし、提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

提出書類		備 考
様式2	(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務主任担当者を記載する。 ※他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合には、分担業務の内容、再委託先及びその理由を記載する。
様式3	(2)企画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・(4)企画の内容についての概要を記載する。(A4両面1枚以内)
自由様式	(3)実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、実施手法、実施フロー、工程計画及びその他(仕様書に対する提案、意見等)について記載する。
	(4)企画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の第3章に示した業務内容について、記載する。 ・そのほか、効果的・効率的な提案やアピール点がある場合には、その内容を明記すること。また、本業務が最大限の成果をあげるために「仕様書」に示す本市の要求事項に固執することなく、提案者の知識経験から提案を行うこと。 ※A4版両面20枚程度

(5)参考見積書 (税抜き)	・業務履行に要する費用を見積り，積算内訳を明らかにした上で，参考見積書に記載すること
(6)会社概要	・会社概要を記した資料（パンフレット等）を添付する。

(2) 提出書の規格及び部数

- ・ 提案書（紙媒体，カラー） 1 2 部（うち 1 部は未製本）
 ※原則として A 4 判・縦型・横書き・左綴じで作成すること
 ※添付書類についても，可能な限り A 4 判規格に揃えること
 ※概念図などがある場合には，A 3 判折込みも可とする
- ・ プレゼンテーション用データ（DVD-R） 1 部
 （Microsoft Office Word 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること）

(3) 提出期限

令和 8 年 6 月 2 3 日（火）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出場所

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号
 宇都宮市 子ども部 子ども政策課 企画調整グループ

(5) 提出方法等

提出する提案は 1 案とし，持参又は郵送（書留に限る。）により提出することとし，その他の方法による提出は認めない。

5 提案内容の評価項目

提案書の評価については，主に次の項目により総合的に行う。

- ①本業務の実施体制，本業務及び類似業務における実績
- ②本業務の実施手法，スケジュール等の確実性
- ③情報発信手法
 ターゲットに対し，効果的な広報媒体での提案がなされているか
- ④目標値
 デジタルマーケティングの実施にあたり，本事業の目的の達成に向けた，最適な目標 KPI が設定されているか
- ⑤クリエイティブ（制作物の内容）
 宇都宮市で子育てをすることのイメージについて，「安心感」「ポジティブさ」「未来の幸せ」を訴求できる内容となっているか
 - ・ 一人ひとりのライフステージごとに共感を得られる内容となっているか
 - ・ 本市の子育て施策のイメージアップが図られる内容となっているか
- ⑥独自提案
 「結婚・子育てするなら宇都宮」の意識醸成に向けた，効果的な手法を提案しており，現実的に実施できる見込みがあるか
- ⑦経済・社会課題解決の貢献度・影響度
- ⑧見積価格及び妥当性

6 その他

(1) 疑義の照会

提案書の内容等については、後日、市から照会を行うことがある。

(2) 提案のための費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用，旅費など）は、全て提案者の負担とする。

(3) 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

(4) 提案書の公開等

- ・ 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより貴社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

(5) 秘密の厳守

本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

7 審査方法及び審査結果

提出された提案書の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした者及び時点の者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- ア 日時及び場所 令和8年6月29日（月）予定
※ 時間及び場所は、別途指定し参加者に直接連絡する。
- イ 説明者 本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（3名程度）
- ウ 説明時間等 1者あたり持ち時間20分（説明終了後に必要に応じて質疑応答を行う。質疑応答に係る時間は持ち時間に含めない。）
- エ 説明資料等
- ・ 資料は、提出したMicrosoft Office WordまたはPowerPointで作成したDVD-Rのみ使用可能とする。なおプロジェクター、スクリーンは当市が用意する。（パソコンについては、HDMIで接続可能な提案者の機器を使用すること。）
 - ・ 企画提案書とDVD-R（プレゼンテーション用資料）の形式が異なる場合、内容に齟齬がないようにすること。また、プレゼンテーションの際に企画提案書の該当箇所がわかるように説明すること。
- オ その他
- ・ 参加者が多い場合には、プレゼンテーション日時を別日にすることがある。

(2) 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- ・ 企画提案書に記載された技術者等が，契約締結後に当該業務に従事できない場合
- ・ 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった場合
- ・ その他，本要項の諸条件に違反した場合

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果については，令和8年7月中旬に提案者へ書面で通知する。
- ・ 次点の者又は選定されなかった者は，その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは，通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし，宇都宮市役所の閉庁日を含まない。）以内の午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参の上，書面により申請するものとする。なお，その回答は後日，書面により行うものとする。
- ・ 審査結果に対する，異議申し立ては受け付けない。

8 契約

- (1) 提出された提案書に基づき審査を行い，業務受託候補者の決定後，設計内容・業務工程等の詳細について，本市と業務受託候補者で協議・調整した後に，プレゼンテーション審査提示時の価格の範囲内で一者随優先順位を定めた後，最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。
- (2) 契約手続き及び契約書は，宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 本市は，契約締結後においても，契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は，契約を解除できるものとする。